

愛知県基幹的広域防災拠点(防災公園)PFI アドバイザリー業務募集要項

1 趣旨

この要項は愛知県(以下「県」という。)が実施する愛知県基幹的広域防災拠点(防災公園)PFI アドバイザリー業務(以下、「本業務」という。)を委託する事業者を企画提案(プロポーザル方式)により選定するため必要事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

愛知県基幹的広域防災拠点(防災公園)PFI アドバイザリー業務

(2) 業務内容

愛知県基幹的広域防災拠点(防災公園)PFI アドバイザリー業務仕様書(以下「仕様書」という。)による業務とする。

(3) 契約期間

契約の日から令和7年3月31日とする。

(4) 予定限度価格

16,775千円(消費税及び地方消費税を含む)。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者(以下、「参加者」という。)は、次に掲げる要件を満たす単体企業とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 提案書受付までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (3) 提案書受付までの期間において、愛知県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け及び役務の提供等(以下「物品の製造等」という。)に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (5) 令和6・7年度「物品・役務等の入札参加資格者名簿」(愛知県会計局調達課)登録者のうち「業務(大分類)03. 役務の提供等」、「営業種目(中分類)07. 調査委託」、「取扱内容(小分類)01. 市場調査」及び「取扱内容(小分類)07. 総合研究所」に登録されていること、かつ、令和6・7年度入札参加資格者名簿「測量・設計・建設コンサルタント等業務」(愛知県建設局・都市交通局・建築局)登録者のうち、業種が「建築設計」、「都市計画及び地方計画」又は「造園」として登録されていること。

- (6) 過去5年間（今年度の4月1日の5年前から参加表明書を提出する日の前日まで）に、国、地方公共団体又はこれらに類する団体※1が整備又は所有する施設に係る、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）に基づいて実施される事業（以下「PFI事業」という。）のうち、PFIアドバイザー業務（愛知県PFI導入ガイドライン（2024年4月改訂）「アドバイザーの選定」で例示される業務のうち、事業計画の構築に関する支援、PFI事業の手続きに関する支援、民間事業者選定に関する支援及び契約に関する支援を総合的に実施する業務）を元請けとして行った実績（提出の前日までに完了した業務に限る。）があること。なお、共同企業体の構成員としての実績（出資比率は問わない。）も認める。

※1 これらに類する団体

- ・ 地方道路公社法第1条に定める地方道路公社
- ・ 地方住宅供給公社法第1条に定める地方住宅供給公社
- ・ 独立行政法人通則法第2条に定める独立行政法人
- ・ 地方独立行政法人法第2条に定める地方独立行政法人
- ・ 国立大学法人法第2条に定める国立大学法人

4 参加表明書・技術提案書等の提出期限、提出方法及び提出先等

(1) 提出書類

別添の「参加表明書及び技術提案書作成要領」に基づき、以下の書類を提出すること。

- ア 参加表明書（様式1-1）
- イ 業務実施体制（様式1-2）
- ウ 総合アドバイザーの業務実績（様式1-3）
- エ 法務、財務、技術アドバイザーの資格及び業務実績（様式1-4(a)）
- オ 法務、財務、技術アドバイザーを雇用する会社の業務実績（様式1-4(b)）
- カ 総合アドバイザーを雇用する会社の業務実績（様式1-5）
- キ 技術提案書の提出について（様式2-1）
- ク 公募型プロポーザル技術提案書（様式2-2）
- ケ 業務実施方針及び技術提案（様式2-3）

(2) 提出部数

1部

(3) 提出期間

令和6年10月15日（火）午後5時まで（必着）

なお、持参する場合は、上記期間（日曜日、土曜日及び休日を除く）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(4) 提出方法

持参、郵送（配達証明に限る。）または宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る。）により提出すること（電子メール及びファクシミリは不可）。

(5) 提出先

愛知県防災安全局防災部防災危機管理課防災拠点推進室（愛知県東大手庁舎1階）

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目2番1号

電話 052-954-7478（ダイヤルイン）

(6) 質問及び回答

参加表明書・技術提案書に関する質問は、様式3質問書により提出すること。ただし、審査に支障をきたす質問及び委託業務の実施に必要な内容に関する質問は受け付けない。

ア 提出期間

令和6年10月2日（水）午後5時まで

イ 提出方法

電子メールで提出すること。

E-mail: bousaikyoten@pref.aichi.lg.jp

タイトルは「愛知県基幹的広域防災拠点（防災公園）PFIアドバイザー業務に関する質問」とし、電子メールを送信した旨を「10 連絡・問合せ先」に連絡すること。

ウ 質問の回答

令和6年10月7日（月）までに様式4回答書により電子メールで回答する。

(7) 選定

「5 提案の選定等」に記載。

(8) 通知

審査結果についてはすべての提出者（以下、「提案者」という。）に対し、後日通知する。

5 提案の選定等

(1) 評価委員会による審査の実施

本要項4に基づき提出された書類について、形式審査を行った後、評価委員会において審査を行う。なお、審査は非公開とし、審査の経過等に関する問合せには応じない。

ア 形式審査

提出書類受理後、提案者が本応募資格を満たしているか、提出書類に不備がないか審査を行う。

イ 1次審査（書面審査）

応募件数が4件を超えた場合は、2次審査に先立ち、提出書類「ア～カ」による1次審査を行い、2次審査に進む4者を決定、応募件数が4件以下の場合は、全者、1次審査通過とする。

1次審査通過者にはプレゼンテーションの詳細を電子メールにて通知する。

ウ 2次審査（評価委員会）

1次審査を通過した者（最大4者）について、提出書類「キ～ケ」及びプレゼンテーションにより2次審査を行い、落札候補者を選定する。

(2) 評価基準

別紙「評価基準」のとおりとする。

(3) 事業者の選定

評価委員会の審査で、最も評価が高かった者を選定する。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、令和6年10月下旬に全提案者に通知する。

なお、審査結果は、愛知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となるが、評価委員会は非公開のため、審査の経過等に関する問合せには応じない。

(5) 非選定の理由に関する事項

提案者のうち技術提案書が選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由

(非選定の理由) を通知する。

上記の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日以内に、書面により、愛知県知事に対して非選定の理由について説明を求めることができる。

6 プレゼンテーションについて

- ・「5 提案の選定等」に記載の評価委員会において実施する。
- ・技術提案書のプレゼンテーションは1者10分とし、技術提案書に基づき説明を行う。なお、パソコン、プロジェクター等の電子機器の使用は許可しない。
- ・参加者は1社あたり3人以内とする。
- ・プレゼンテーション終了後、各委員と提案者の間で質疑応答を行う。
- ・各委員はプレゼンテーション及び質疑応答を経て、別紙「評価基準」のうち、「技術提案書の評価」による評価を行う。
- ・技術提案書に、自社の会社名を記載していた場合及びプレゼンテーションにおいて自社の会社名の発言があった場合は失格とする。

7 スケジュール (予定)

令和6年9月25日(水)	募集要項等の公表
令和6年10月2日(水)	質問書の受付期限
令和6年10月7日(金)	質問書の回答期限
令和6年10月15日(火)	参加表明書・技術提案書の提出期限
令和6年10月中旬	プレゼンテーション
令和6年10月中旬	選定又は非選定に係る通知書送付
令和6年10月下旬	契約

8 業務契約

(1) 契約の締結

5(3)により選定された者から見積書を徴取した後、契約金額を予定限度価格の範囲内で随意契約の方法により契約を締結する。なお、万一契約締結に至らなかった場合は、次点の者と協議するものとする。

また、この手続に参加した者が、参加表明書等の提出期限の日から契約の締結の日までの間に、愛知県会計局指名停止取扱要領又は愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けた場合、又は、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けた場合、その者については当該手続に係る選定の対象とせず、又は契約の締結を行わない。

(2) 契約書

本契約は、電子契約(立会人型電子契約サービスを利用して行う契約)又は紙の契約書による契約手続きを選択できる。

(3) 契約の履行

契約の履行に当たっては、愛知県と十分協議して進めるものとする。

(4) 支払い方法について

精算払いとする。

9 その他

- (1) 次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。
 - ① 参加する資格のない者が参加したとき。
 - ② 1者で複数の参加表明書の提出があったとき。
 - ③ 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
 - ④ 事実に反する参加申込みや提案などの不正行為があったとき。
 - ⑤ 提案者が当該公募に対して二つ以上の提案をしたとき。
 - ⑥ その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき、参加者及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。
- (2) 参加表明書の業務実施体制は、変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であるとの承諾を県から得るものとする。
- (3) 提出書類の作成及び提出に必要な経費については、各参加者及び提案者の負担とする。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、返却しない。
- (4) 要求している内容以外の書類、図面等については、受理しない。
- (5) 提出期限以降における提出書類の差し替え、追加又は再提出は認めない。
- (6) 提出書類の著作権は、提出者に帰属するものとするが、審査を行う作業に必要な場合において、複製を作成するため了承すること。
- (7) 参加表明書の選定及び技術提案書の特定に係る審査の経過等については非公開とし問い合わせには応じない。
- (8) 提出及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (9) 本業務の受託者(再委託又は下請け等の者を含む)は、この契約の対象となる施設(防災公園)の整備に係る、設計、施工、運営又は管理に関する事業者の選定における応募又は参画することを禁止する。また、上記の者と、資本関係又は人的関係があると認められる者も同様とする。
- (10) 本公募は、令和6年9月定例愛知県議会での令和6年度補正予算成立が前提となる。

10 連絡・問合せ先

愛知県防災安全局防災部防災危機管理課防災拠点推進室
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
電話 052-954-7478 (ダイヤルイン)

評価基準

○参加表明書の評価(書類審査)

評価項目			配点
大項目	中項目	小項目	
業務実施体制	①アドバイザーの資格、実績及びそれらを雇用する会社の実績	(ア)総合アドバイザーの業務実績	
		主担当(メイン)の実績	20
		副担当(サブ)の実績(2人)	各10
		(イ)法務、財務、技術アドバイザーの資格	20
		(ウ)法務、財務、技術アドバイザーの業務実績	10
	(エ)法務、財務、技術アドバイザーを雇用する会社の業務実績	10	
	②参加者の業務実績	総合アドバイザーを雇用する会社の業務実績	20
小計			100

○技術提案書の評価

評価項目			配点	
大項目	中項目	小項目		
技術提案能力	①実施体制	(ア)適切なアドバイザー体制	10	
		(イ)アドバイザーの責任区分	6	
		(ウ)緊急時の連絡体制	3	
		(エ)情報セキュリティ対策	6	
	②実施方針	(ア)合理的な事業計画の構築支援	16	
		(イ)PFIの手続き支援	24	
		(ウ)事業者選定委員会の設置支援	6	
		(エ)応募事業者グループの形成等に係る方策支援	8	
	③実施工程	(ア)合理的な業務工程検討	4	
		(イ)アドバイザーの業務への関与	6	
		(ウ)業務工程計画	6	
	④社会的取組		5	
	合計			100